

三ヶ日第 02-43 号
令和 3 年 1 月 8 日

当所ご利用（ご予定）団体の皆様

新型コロナウイルス感染拡大防止のための利用ガイドライン

静岡県立三ヶ日青年の家

静岡県「ふじのくにシステム」に基づく県境を跨ぐ移動に関する行動制限について当施設よりご案内申し上げます。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部から 1 月 8 日以降のレベル毎の行動制限等が示されました。

現在は、「警戒レベル 4（県内警戒・県外警戒）」（富士市はレベル 5 相当）、感染流行期が「感染まん延期・中期」です。

ご利用にあたっては、下記の内容に定められた感染防止対策に基づいた行動の徹底をお願いいたします。県境を跨ぐご利用にあたっては以下の通りです。

(1) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県からの皆様

「緊急事態宣言が発出されており、不要不急の移動については訪問自粛」
をお願いします。

(2) 北海道、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、山梨県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、高知県、福岡県、長崎県、鹿児島県、沖縄県からの皆様

「特に慎重な行動」をお願いします。

(3) 青森県、岩手県、山形県、新潟県、富山県、和歌山県、鳥取県、山口県、香川県、愛媛県、佐賀県からの皆様

「慎重な行動」をお願いします。

(4) その他の県

「注意して訪問可」

その他 上記について、静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部が毎週発表する「6段階 警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」を今後も御注視頂き、状況に応じて行動制限を見直しする等の対応をお願いします。

静岡県立三ヶ日青年の家
所長 城田 守